

豊橋市小中学校校舎長寿命化改良事業実施方針

— 岩西小学校北・中校舎長寿命化改良工事（詳細設計付） —

令和3年4月

豊橋市

実施方針 目次

1 事業内容	
(1) 事業名称.....	1
(2) 事業目的	1
(3) 対象となる事業の概要	1
(ア) 事業概要	
(イ) 事業期間	
(ウ) 事業範囲	
2 受注者の選定に関する事項	
(1) 基本的な考え方	1
(2) 受注者選定の手順及びスケジュール（予定）	2
(3) 受注者の構成等	2
(ア) 受注者の構成	
(イ) 構成企業の明示	
(ウ) 複数の共同企業体への参加の禁止	
(エ) 構成企業の変更及び追加	
(4) 共同企業体の構成企業の要件等	3
(ア) 建築工事を担当する構成企業の要件	
(イ) 電気工事を担当する構成企業の要件	
(ウ) 管工事を担当する構成企業の要件	
(エ) 設計を担当する構成企業の要件	
3 受注者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施確保に関する事項	
(1) リスク分担の基本的な考え方	3
(2) 予想されるリスクと責任分担	4
(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法	4
4 事業の実施状況の監視	
(1) 設計・施工の要求水準	4
(2) 受注者による工事品質の確保	4
(3) 事業の実施状況のモニタリング	4
(4) モニタリング結果に対する措置	4

別紙1 リスク分担表(案)

実施方針

1 事業内容

(1) 事業名称 豊橋市立小中学校校舎長寿命化改良事業
岩西小学校北・中校舎長寿命化改良工事（詳細設計付）

(2) 事業目的

児童にとっての望ましい学習環境を確保するため、計画的かつ効率的に老朽化した学校施設の長寿命化を図るため、建物内外装、設備等の改修工事を実施する。

(3) 対象となる事業の概要

(ア) 事業概要

本事業は、当該校舎の長寿命化改良工事を実施するにあたり、民間事業者による施工技術等の創意工夫による工物品質の向上、事業期間短縮や経費の削減等による事業の効率化を図るため、従来の校舎大規模改造工事の設計仕様を標準化した要求水準に基づき、設計、施工を一括した詳細設計付工事として実施する。

(イ) 事業期間

令和3年9月 から 令和6年1月 28カ月間

※ 詳細なスケジュールは要求水準書(案)に示す。

(ウ) 事業範囲

本事業の範囲（以下「設計・施工」という。）は次のとおりとする。具体的な内容及び詳細については、要求水準書(案)に示す。

- ① 校舎長寿命化改良工事の設計（以下「設計」という。）
- ② " 施工（以下「施工」という。）
- ③ 上記に伴う仮設校舎等整備（以下「仮設校舎等整備」という。）

本事業の工事監理については市が行う。

2 受注者の選定に関する事項

(1) 基本的な考え方

本事業は、要求水準書に基づく設計・施工及びこれに付帯する一切の業務の実施を求めるため、受注者にはこれらを確実に遂行できる総合的な能力が求められる。また、設計・施工を一括した発注方式とすることで、受注者の経験を活かした技術力を活用することにより、より効果的な事業の実施が可能になることから、受注者の選定については工事価格及び受注者の同種工事に係る実績、配置技術者の技術力等を総合的に評価する総合評価競争入札により実施するものとし、詳細は入札参加資格等の公告（以下「入札公告」という。）において公表する。

(2) 受注者選定の手順及びスケジュール（予定）

令和3年5月下旬	入札公告、要求水準書等の配布
6月中旬	要求水準書等に関する質問の受付
6月下旬	要求水準書等に関する質問の回答の公表
6月下旬	入札参加申込書等の受付
7月下旬	入札
8月上旬	落札決定
8月中旬	仮契約の締結
9月末	工事契約議決、工事契約の締結

(3) 受注者の構成等

(ア) 受注者の構成

本工事の受注者は、建築工事、電気工事、管工事を分担施工し、それぞれ建設業法に規定する当該建設業の許可を有する複数の企業により構成する共同企業体とする。

また、これら施工を担当する企業に加え、設計を担当する企業を構成企業とすることができる。また、施工を分担する構成企業が設計を行う場合は、建築士法に規定する一級建築士事務所の登録のあることを条件とする。

(イ) 構成企業の明示

入札参加申込に際し共同企業体に関する協定書（「別添参考様式」）を提出し、構成企業を明示するものとする。

また、構成企業のうちから入札手続きを行い、代表法人となる予定の構成企業についても明らかにしなければならない。

(ウ) 複数の共同企業体への参加の禁止

設計または施工を担当する構成企業及び当該企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者は、入札参加申込を行う他の共同企業体の構成企業になることはできない。

(エ) 構成企業の変更及び追加

参加資格確認書類において明示が義務付けられている者の変更及び追加は、市がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めない。

(4) 共同企業体の構成企業の要件等

共同企業体の構成企業は、豊橋市内の本店（本社）で本市の入札参加資格者名簿に登録のある者のうち、設計または分担施工の各工事を担当する構成企業ごとに、それぞれ次の（ア）～（エ）に示す要件を満たす者とし、詳細は入札公告により公表する。

なお、入札参加申込を行う者は、公告時に示す入札参加資格を入札公告日に満たし

ていなければならない、当該要件を満たしていない者の入札参加は認めない。

(ア) 建築工事を担当する構成企業の要件

- ① 建築一式工事等級A格付の業者。
- ② 建築一式工事に係る完成工事高（直近の経営事項審査における年平均）が1,000万円以上の業者。
- ③ 建築一式工事に係る監理技術者（監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有する者）又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる業者。
- ④ 平成28年4月1日以降に元請として、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物で、請負金額1億円以上の建築一式工事を完了した実績を有する業者。

(イ) 電気工事を担当する構成企業の要件

- ① 電気工事等級A格付の業者。
- ② 電気工事に係る完成工事高（直近の経営事項審査における年平均）が1,000万円以上の業者。
- ③ 電気工事に係る監理技術者（監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有する者）又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる業者。
- ④ 平成28年4月1日以降に元請として、請負金額2,000万円以上の建築物の電気工事を完了した実績を有する業者。

(ウ) 管工事を担当する構成企業の要件

- ① 管工事等級A格付の業者。
- ② 管工事に係る完成工事高（直近の経営事項審査における年平均）が1,000万円以上の業者。
- ③ 管工事に係る監理技術者（監理技術者証及び監理技術者講習修了証を有する者）又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置できる業者。
- ④ 平成28年4月1日以降に元請として、請負金額4,000万円以上の建築物の管工事を完了した実績を有する業者。

(エ) 設計を担当する構成企業の要件

- ① 設計の業者。
- ② 直近の入札参加資格審査申請書における直前2カ年間の設計の平均実績が500万円以上の業者。

3 受注者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施確保に関する事項

(1) リスク分担の基本的な考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを担当するとの考え方に基づき、市と受注者が適正にリスクを分担することを基本とする。

したがって、受注者の行う設計・施工に係るリスクについては、原則として受注者が負う。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市がそのすべて又は一部を負う。

(2) 予想されるリスクと責任分担

市と受注者とのリスク分担は、原則として別紙1「リスク分担表（案）」によることとする。

(3) リスクが顕在化した場合の費用負担の方法

市又は受注者のいずれかが責任を負うべきとしたリスクが顕在化した場合に生じる費用は、原則としてその責任を負う者が全額負担する。

4 事業の実施状況の監視

(1) 設計・施工の要求水準

本工事において最低限実施されるべき設計・施工の水準は要求水準書に示す。

なお、本工事で受注者が満たさなければならない設計・施工の水準は、要求水準書等に関する質問に対する回答及び要求水準書等に示す内容とし、これらに規定されない事項については市と協議すること。

(2) 受注者による工物品質の確保

受注者は、設計・施工の要求水準に基づく工物品質を維持改善するため、設計、施工及び仮設校舎等整備に係る品質管理のマネジメント及びセルフモニタリングを実施する。

なお、セルフモニタリングは、受注者が実施する工物品質が、要求水準書等の記載の内容を満たすことを、受注者自らが確認するものであり、市が指示するモニタリングの内容を包含しているものとする。

(3) 事業の実施状況のモニタリング

市は、受注者が実施する設計・施工についてモニタリングを行う。なお、モニタリングにあたっては、受注者が行うセルフモニタリングの結果を活用する。

(4) モニタリング結果に対する措置

市は、市が実施するモニタリングの結果、受注者が実施する設計・施工の水準が要求水準を満たしていないことが判明した場合、改善勧告や設計・施工の対価の減額等の措置を行う。

別紙 1 リスク分担表(案)

[リスク分担 凡例：○主たるリスクの負担者、△従たるリスクの負担者]

1 共通事項

共通事項				
リスク項目	No.	リスクの内容	リスク分担	
			市	受注者
募集要項リスク	1	要求水準書等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	
制度 関連 リスク	2	本事業に直接関係する根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※1	
	3	本事業のみならず広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
税制 変更 リスク	4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
	5	法人税に関する変更		○
	6	消費税、法人税以外で本事業に直接関係する新税の成立や税率の変更	○	
許認可 等リスク	7	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	
	8	事業の実施に関して受注者が取得すべき許認可の遅延		○
政策変更リスク	9	政策変更（事業の取りやめ、複合化、その他）等による事業への影響	○ ※2	△ ※2
社会 リスク	10	本事業の方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○	
	11	受注者が行う調査、整備に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
環境 リスク	12	受注者が行う業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出など）に関する対応		○
第三者 賠償 リスク	13	受注者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
	14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○	
不可効力 リスク	15	計画段階で想定していない（想定以上の）暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷などの自然災害、及び、戦争、暴動その他の人為的な事象による設備等の損害、維持管理業務の変更によるもの	○ ※3	△ ※3
物価変動リスク	16	設計・施工段階の物価変動	△ ※4	○ ※4

2 設計・施工段階

設計・施工段階					
リスク項目	No.	リスクの内容	リスク分担		
			市	受注者	
募集要項リスク	17	提案条件等の仕様に関して市が提供する敷地・建物図面に重大な誤りがあった場合	○		
	18	受注者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○	
	19	受注者が実施した測量、調査の結果、既存の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○		
計画 リスク	設計 リスク	20	受注者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更 リスク	21	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
施工 リスク	施工費	22	受注者の責めに帰すべき事由による施工費の増加		○
	増加リスク	23	市の責めに帰すべき事由による施工費の増加	○	
	工事 遅延	24	受注者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合		○ ※5
	リスク	25	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに整備が完了しない場合	○ ※5	
	施設損傷 リスク	26	工事により施設が損傷した場合(市の責めに帰すべき事由により既存施設が損傷した場合を除く)	※6	○
工事監理リスク	27	工事監理の不備により工事内容、工期などに不具合が発生した場合	○		
要求性能未達 リスク	28	工事完了後、市の検査で要求性能に不適合の部分、施工不良部分が発見された場合		○	
技術進歩リスク	29	計画・施工段階における技術進歩に伴い、市の判断により設計施工内容に変更が必要となる場合	○		

【注釈】

※1 関連法令の変更によって要求仕様が変更となった場合などについては、基本的に市が負担するが、受注者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務づけるものとする。

※2 政策変更（事業の取りやめ、複合化、その他）等による事業への影響により、受注者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担するものとする。ただし、工事契約締結前に議会で承認が得られない等の理由で事業が取りやめになった場合は、市と受注者は、それぞれ、それまでに発生した費用を負担するものとする。

※3 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は受注者に損害賠償請求を行わないこととし、受注者に追加費用その他損害が発生した場合または、第三者に損害が発生し市または受注者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを受注者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。

※4 物価変動等に一定程度の下降又は上昇があった場合には、調整を行う。

※5 工事遅延に伴う税制の変更に起因する増加費用を含む。

※6 「市の責めに帰すべき事由により既存施設が損傷した場合」には、市の職員、学校関係者、児童等の通常利用者によるものも含む。